

□ご利用にあたり□

管理に係る重要事項報告作成に関するガイドラインの様式等について

今回の改訂は、当協会が平成18年に改訂したガイドラインの様式等の項目を整理する等所要の措置を講じたもので、昨今のマンション管理情報の開示のあり方についての関係団体との情報交換を踏まえて作成したものです。

本来、マンション管理情報は管理組合が管理しており、管理会社が宅地建物取引業者へ情報提供を行う場合においては、報告の内容や項目等に管理組合の承諾が必要となります。

当協会におきましても、管理組合との良好な関係を図り、新様式が普及・浸透されるよう、今後も同様の取り組みを行ってまいります。以下の点にご配慮いただきますようお願い致します。

記

- ・ 新様式への変更には、管理組合の承諾が必要であること。
- ・ 管理組合によっては、情報提供項目に制限がかかること。
- ・ 管理会社によっては、該当項目の情報を知り得ない場合があること。また、あらたなデータ整備やシステム変更が必要となり切り替えには時間がかかる場合があること。
- ・ 上記等により、管理会社によっては、ガイドラインの様式通りに記入できない場合があること。

以上

平成27年3月

一般社団法人 マンション管理業協会

管理に係る重要事項報告作成に関するガイドラインの内容

- 別紙1 管理に係る重要事項報告作成に関するガイドライン
- 別紙2 標準管理委託契約第14条の解釈・運用について
- 様式1 管理に係る重要事項調査依頼書
- 様式2 管理に係る重要事項調査請書
- 様式3 管理に係る重要事項調査報告書
- 様式3 管理に係る重要事項調査報告書〈記入例〉
- 様式4 吹付けアスベスト（石綿）の使用状況に関する調査結果について